

エコマークにおけるマーク表示方法の改定について（検討状況）

財団法人日本環境協会
エコマーク事務局

エコマーク認定商品へのマーク表示の促進は、エコマーク事務局の内外を問わず、解決すべき重要課題としてかねてより認識されてきた。今年度に入りエコマーク事務局ではマーク表示に関する検討を開始し、事務局内での検討内容をもとにして、第 2 回エコマーク「企画戦略委員会」（8 月 23 日開催）で議論し、それを踏まえて事務局内でさらに検討を進めているところである。

今回の運営委員会では、「資料 25-4-1」から「資料 25-4-5」に現状と課題を整理し、デザイン、企業ロゴの専門家の見解を「資料 25-4-6」にまとめた。本資料では、マーク表示方法の改善案の検討状況を報告する。今回の運営委員会での御議論を踏まえ、企画戦略委員会でさらに議論を行い、その上で成案を得たいと考えている。

改定内容（案）

選択可能な新しいマーク表示方法の追加

エコマークの表示方法に関し、「エコマーク使用の手引」（P3 参照）に下記の規定を追加する。（今回考えている改定は、従来の表示方法に新しい表示方法を加える、すなわち表示方法の選択肢を増やすものである。）

8. エコマーク本体^{※1}と「マーク情報」^{※2}による表示

エコマーク本体と「マーク情報」による表示をする場合には、以下の条件をみたして下さい。その際、消費者に「マーク情報」を的確に伝えられるように十分な配慮をして下さい。

「マーク情報」の内容、表示方法等については、エコマーク事務局の確認を受けて下さい。

- ① エコマーク本体の近傍または、消費者から認識しやすい箇所に「マーク情報」を表示して下さい。

《表示例》



エコマーク商品
再生 PET 繊維 50%以上
12345678



エコマーク商品
再生 PET 繊維 50%以上
(株) × × × ×

- ② 上記①において「マーク情報」を表示できない場合、以下の a. または b. の対応を行って下さい。

- a. エコマーク本体を表示する媒体に使用契約者名が表示されている場合

消費者が「マーク情報」をトレースできるよう、使用契約者のホームページに「マーク情報」を含むエコマーク商品に関する情報ページを設けて下さい（この場合、出来る限りエコマーク本体を表示する媒体に該当ホームページの URL と認定番号を表示して下さい）。また使用契約者は、「マー

ク情報」を含むエコマーク商品に関する情報を提供する消費者対応窓口を設け、公表するものとします。

b. エコマーク本体を表示する媒体に使用契約者名が表示されていない場合

上記 a.の対応を行ったうえで、エコマーク本体の近傍に「エコマーク使用の手引」4.項のエコマーク商品であることの呼称、および認定番号を表示して下さい。

※1:「エコマーク本体」とは、下図に示すエコマーク上段の「ちきゅうにやさしい」の文言、ならびに下段の環境情報表示のないものをいいます。



図 エコマーク本体

※2:「マーク情報」とは、①「エコマーク(または Eco Mark)」または「エコマーク使用の手引」4.項のエコマーク商品であることの呼称、②各商品類型の認定基準書「5. 商品区分、表示など」項目で規定される環境情報表示の文言、および③エコマーク使用規定第7条のエコマーク認定番号、使用契約者名の表示をいいます。

以上

【補足】

エコマークにおけるマーク表示に関する規定の現状

◎事業実施要領（注：関係部分の抜粋）

1 1. エコマーク使用規定

エコマーク使用契約を締結した方は、別に定める「エコマーク使用規定」を順守するとともに、所定のエコマーク使用料を財団法人日本環境協会に支払うものします。

◎エコマーク使用規定（注：関係部分の抜粋）

第3条(エコマークの使用の方法)

エコマークの使用に当たっては、別添の「エコマーク使用の手引」を遵守して下さい。

◎エコマーク使用の手引（注：ここでマーク表示方法について具体的に記述している。）

1. エコマークのデザイン
2. エコマークの使い方
3. 上・下段の文字表示の方法
4. エコマーク商品であることの呼称の使い方
5. 特殊な商品についてのエコマーク使用
6. 広告・宣伝活動における表示
7. エコマーク使用におけるエコマーク認定番号、使用契約者名などの表示方法
8. 問い合わせ先

◎エコマークの下段の表示(環境情報表示)について（注：表示について記述している。）

規定を追加した場合に想定される「エコマーク使用の手引」の構成

現行の章構成	追加後の章構成のイメージ
1. エコマークのデザイン	1. エコマークのデザイン
2. エコマークの使い方	2. エコマークの使い方
3. 上・下段の文字表示の方法	3. 上・下段の文字表示の方法
4. エコマーク商品であることの呼称の使い方	4. エコマーク商品であることの呼称の使い方
5. 特殊な商品についてのエコマーク使用	5. 特殊な商品についてのエコマーク使用
6. 広告・宣伝活動における表示など	6. 広告・宣伝活動における表示など
7. エコマーク使用におけるエコマーク認定番号、契約使用者名などの表示方法	7. エコマーク使用におけるエコマーク認定番号、契約使用者名などの表示方法
	<u>8. エコマーク本体と「マーク情報」による表示</u>
8. 問い合わせ先	9. 問い合わせ先